

千葉県総合評価方式ガイドライン

平成21年2月

千葉県

1 . 総合評価方式の概要・意義	1
2 . 標準的な実施手順	2
3 . 実施手順の解説	3
4 . 総合評価方式の選択	5
5 . 評価項目・配点等	6
6 . タイプ別評価項目	7
7 . 技術評価	11
8 . 技術審査	11
9 . 学識経験者の意見聴取	12
10 . 評価方法	13
11 . 契約後の措置	15
12 . その他	15
13 . 参考資料	23

1 総合評価方式の概要・意義

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で「公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保の促進を図る」としている。

価格と品質で総合的に優れた公共工事を実施する手法として、総合評価方式を適用することにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することになり、品質の確保が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることと、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることが期待される。

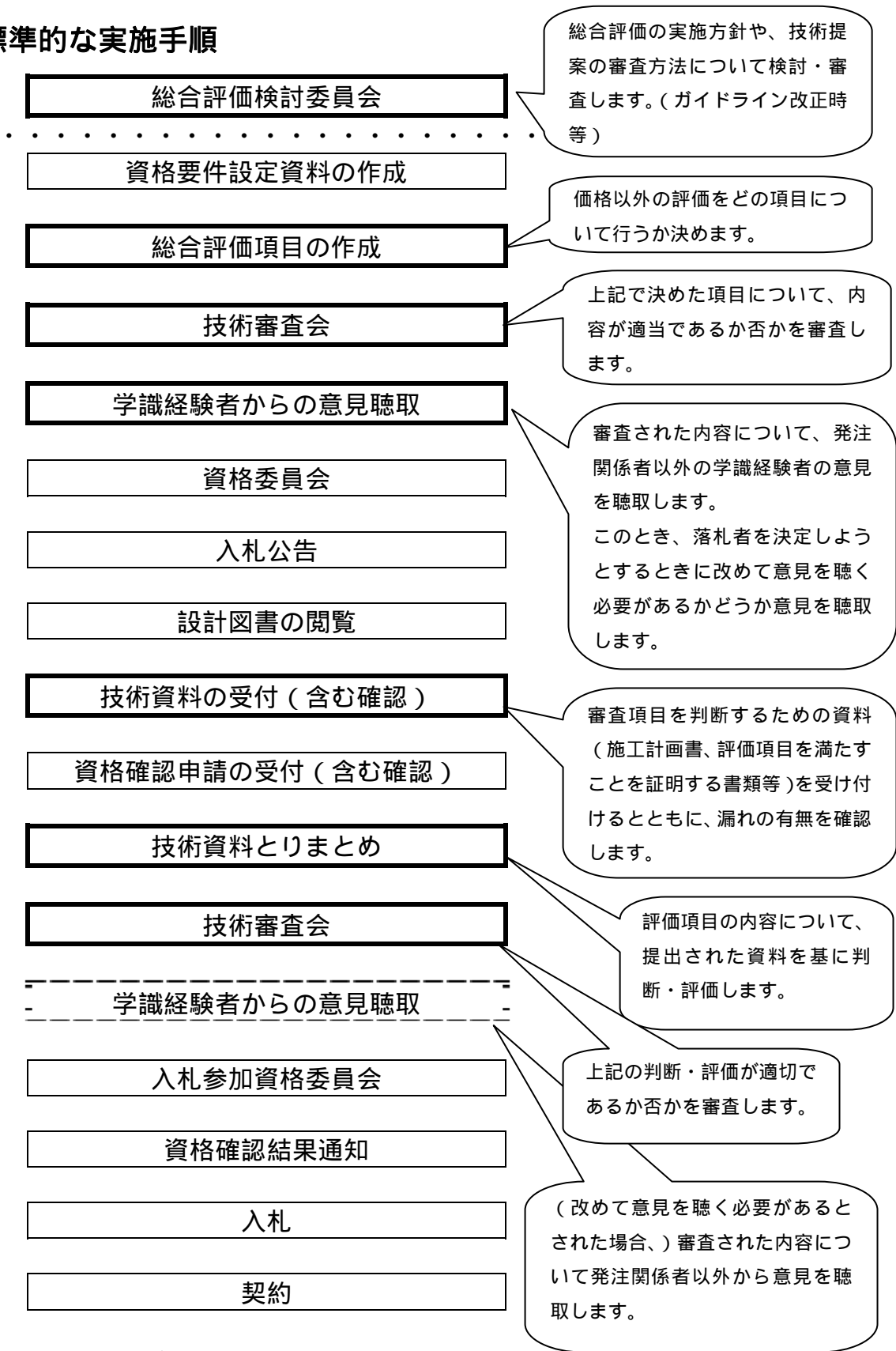
千葉県は、平成19年10月に「千葉県総合評価検討委員会」の審議を経て、「千葉県総合評価方式ガイドライン」を制定し、全庁での総合評価方式の実施拡大を図ったところである。今回は、これまでの実施結果等の分析及び検証を踏まえ、本ガイドラインを一部改正したものである。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて改正することとしており、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。今後とも多くの公共工事発注機関、特に市町村において総合評価方式が拡大していく必要があることから、本ガイドラインがその一助となることを期待するものである。

千葉県総合評価方式の実施方針

- (1) 1億円以上の工事は、原則実施する。方式は、原則として簡易型（技術力と施工実績などを細目で評価）とする。
- (2) 5千万円以上1億円未満の工事についても、原則、実施する。方式は原則として、特別簡易型（施工実績など客観的細目を主に評価）とする。
なお、必要に応じて簡易型を選択する。
- (3) 評価値算定方式は、価格あたりの工事品質を求める除算方式とする。

2 標準的な実施手順



太枠は総合評価方式に係る業務

3 実施手順ごとの解説

(1) 総合評価方式の適用

- ・ 1億円以上の工事は原則実施する。方式は、原則として簡易型（技術力と施工実績などを細目で評価）とする。
- ・ 5千万円以上1億円未満の工事についても、原則、実施する。方式は原則として、特別簡易型（施工実績など客観的細目を主に評価）とする。
なお、必要に応じて簡易型を選択する。

(2) 総合評価のタイプ

- ・ 総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4タイプとする。

(3) 加算点の設定

- ・ 特別簡易型の加算点は20点とする。
- ・ 簡易型の加算点は30点とする。
- ・ 標準型・高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。

(4) 評価項目の設定（P7・P9参照）

- ・ 必須評価項目は必ず設定。
- ・ 選択評価項目は、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を選定する。

(5) 評価方法、評価基準の設定

- ・ 施工計画などの評価項目について評価方法、評価基準を決定する。

(6) 入札公告文の作成

- ・ 評価項目ごとに評価基準を設定し、技術提案を求める内容（施工計画等）を入札公告文に明示する。

(7) 技術審査会の開催及び学識経験者の意見聴取

- ・ 価格以外の評価項目・落札者決定基準については、技術審査会で審査する。
- ・ 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴取する。
- ・ 学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。

(8) 入札参加資格委員会

- ・ 入札参加資格委員会の承認を得るものとする。

(9) 公告

- ・ 入札公告

(10) 設計書の縦覧及び配布

- ・入札公告文に記載のとおりとする。

(11) 技術資料の受付

- ・入札公告文で求めた技術資料は、定められた様式で書面による提出とし、発注担当機関で受付する。

(12) 入札参加資格申請の受付

- ・入札公告文で求めた入札参加資格申請は、定められた様式で書面による提出とし、発注担当機関で受付する。

(13) 技術資料の取りまとめ・整理及び評価(案)の作成

- ・提出された技術資料は取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価(案)を作成する。

(14) 技術審査会、学識経験者の意見聴取

- ・発注機関において評価した技術評価(案)について、技術審査会で審査する。なお、学識経験者の意見聴取については、価格以外の評価項目・落札者決定基準についての意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施する。

(15) 入札参加資格委員会

- ・入札参加資格申請書を審査し、資格確認をする。
(委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。)

(16) 資格確認通知

- ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

(17) 入札

- ・入札を実施する。

(18) 落札者の決定方法

- ・技術評価点(標準点+加算点)を入札価格で除して、評価値を算出する。
- ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。
 - (3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

* 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4 総合評価方式の選択

公共工事の特性（技術的な工夫の余地、技術提案の余地など）に応じて、次の特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択する。

特別簡易型は小規模工事で施工上の工夫を求める工事。

簡易型は適切で確実な施工を行う能力を求める工事。

標準型、高度技術提案型は工事目的物の性能や機能向上等に対し請負者に技術提案を求める工事。標準型、高度技術提案型の選択は担当事業主務課と調整する。

（１）特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出と、施工箇所の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた簡易な施工計画に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

（２）簡易型

同種工事の実績、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、施工計画の適切性に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

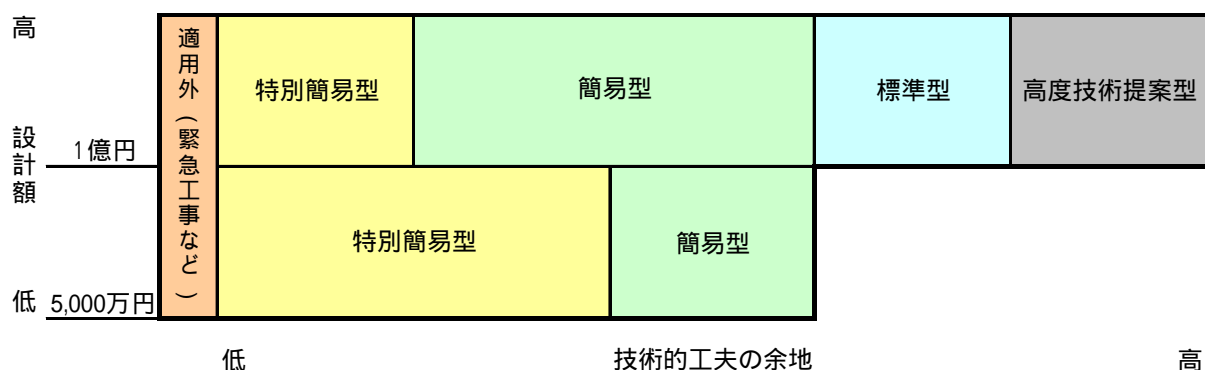
なお、簡易型はあくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであることから、その品質を上回る提案は必要範囲を超えるものとして、簡易型では評価しないよう留意する。

（３）標準型

同種工事の経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等についての技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

（４）高度技術提案型

特に高度な技術提案を要する工事は、民間企業の優れた技術を活用することにより工事の価値の向上を目指すものであり、技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（VE提案を含む）を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、入札価格と総合的に評価を行う。



* 「適用外（緊急工事など）」とは、生命、財産等に関わる緊急的な工事とする。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の選定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、企業の技術力、企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を選択する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれに示す必須評価項目・選択評価項目から、工事の内容等により適宜選定する。

選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない項目（一般競争入札等で入札資格条件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などについても、適宜削除できるものとする。

(2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準含む）を設定するときは、総合評価技術審査会の審査と総合評価に関する学識経験者から意見聴取する。

6 タイプ別評価項目

(1) 特別簡易型における評価項目

適用業種：土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、
塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信

区分	項目	細目	標準的な選択区分				
			配点	細目別 (注1)	選択区分	対象区分	
企業の技術力	施工計画	現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた配慮すべき事項	3	3		(総合的な観点から評価) 現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる(3)、現地条件を踏まえ適切である(0)、不適切である(欠格)	
	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績(注2)	12	1		公共工事の実績(1)、その他の実績(0) (注12)	
		千葉県所掌工事における過去2ヵ年度間の「業種：」での工事成績の平均点(注3)		6~4		80点以上(6)、80点未満75点以上(4)、75点未満70点以上(2)、70点未満65点以上(0)、65点未満(-4)、成績なし(0)	
		過去2ヵ年度間の当該業種における優良工事表彰(注3)		3		県表彰あり(3)、なし(0)	
		千葉県所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為(注4)		0~4		指名停止(-4)、文書注意(-2)、なし(0)	
		ISO認証取得(注5)		1		あり(1)、なし(0)	
		千葉県所掌工事「業種：」における手持ち工事量の状況(注6)		1		1.0以上(0)、1.0未満(1)	
	技術者の能力	配置予定	主任(監理)技術者資格(注7)	5	2		1級土木施工管理技士または技術士(2)、前記以外の土木施工に係る資格(0) (注13)
			過去10年間の同種工事の施工経験(注2)		2		国・県等の実績(2)、市町村の実績(1)、その他工事の実績(0) (注12)
			継続教育(CPD)の取組状況		1		あり(1)、なし(0) (注14)
企業の信頼性・社会性	精進度	過去10年間の当該管内での公共工事の施工実績(注2)、(注8)	11	3		国・県等の実績(3)、市町村の実績(2)、その他工事の実績(0) (注12)	
		地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定(注9)、(注10)		3		当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり(3)、千葉県と締結あり(2)、なし(0)	
	過去2年間の公共工事での地産品使用状況(注11)	1			あり(1)、なし(0) (注12)		
	営業拠点の所在地の有無	2			発注管内に本店あり(2)、なし(0) 発注管内で災害業務基本協定を千葉県と締結している支店は本店扱いとする。		
	地域特有貢献の有無	2			・地域美化活動のボランティア実績(注15) ・障害者雇用促進 ・高齢者雇用促進 ・女性雇用促進 の4項目のうち、 該当項目数3~4件(2)、1~2件(1)、0件(0)		
			31				

- 注1 選択区分 :すべての工事で選択 :工事内容等により選択
- 注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。
- 注3 過去2か年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とする。
- 注4 期間は、入札公告の日から遡って2年間とする。文書注意は文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。
- 注5 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。
求めない場合で、重要な品質管理、環境管理がある場合等に選択する。
- 注6 手持ち工事量比率 = 当該年度受注額 ÷ 過去2か年度間の平均受注額。
- 注7 入札参加資格要件で、1級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。
- 注8 「当該管内」とは、県土整備部では、地域整備センター、整備事務所を単位とする。県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。
- 注9 入札公告の日の時点において、地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位とする業務細目協定の締結を対象とする。
- 注10 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定の締結に関係しない業種及び部局については、選択しないことができる。
- 注11 県産品（間伐材、普通エコセメントコンクリート二次製品、溶融スラグ入りAS合材）の使用実績が見込めない業種（橋梁の上部工の製作・架設などの工事）では選択しないことができる。前年度及び当該年度の入札公告の日までの使用実績を評価する。
- 注12 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関）をいい、県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市をいう。公共工事とはこれらの機関及び市町村の発注工事とする。
- 注13 業種により「1級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。
- 注14 1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。
- 注15 前年度及び当該年度の入札公告の日までに行ったものを評価する。

細目に追加に関する注意事項

- ・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。

(2) 簡易型における評価項目

適用業種：土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、
塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信

区分	項目	細目	標準的な選択区分				
			配点	細目別	選択区分 (注1)	対象区分	
企業の技術力	施工計画	工程管理に係る技術的所見	12 or 24	12		適切で優れる(10点)、適切で良好(5点)適切で可(0点)、不適切である(欠格) 【総合的評価】 総合的に優れる(2)、総合して可(0)	
		材料の品質管理に係る技術的所見		12			
		施工上の課題に対する技術的所見		12			
		施工上配慮すべき事項		12			
		安全管理に留意すべき事項		12			
	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績 (注2)	15	2		国・県等の実績(2)、市町村の実績(1)、 その他の実績(0) (注14)	
		千葉県所掌工事における過去2ヵ年度間の「業種：」での工事成績の平均点 (注3)		6～ -4			80点以上(6)、80点未満75点以上(4)、 75点未満70点以上(2)、70点未満65 点以上(0)、65点未満(-4)、成績なし(0)
		過去2ヵ年度間の当該業種における 優良工事表彰 (注3)		3			県表彰あり(3)、なし(0)
		千葉県所掌工事における過去2年間の 事故及び不誠実な行為 (注4)		0～ -4			指名停止(-4)、文書注意(-2)、なし(0)
		当該工事関連分野での技術開発の実 績 (注5)		1			あり(1)、なし(0)
		ISO認証取得 (注6)		1			あり(1)、なし(0)
		千葉県所掌工事「業種：」におけ る手持ち工事量の状況 (注7)		2			0.5未満(2)、0.5以上1未満(1)、1以上(0)
	技術者の能力	主任(監理)技術者資格 (注8)	5	2		1級土木施工管理技士(2)、前記以外の土 木施工に係る資格(0) (注15)	
		過去10年間の同種工事の施工経験 (注2)		2			国・県等の実績(2)、市町村の実績(1)、そ の他工事の実績(0) (注14)
		継続教育(CPD)の取組状況		1			あり(1)、なし(0) (注16)
企業の信頼性・社会性	地域 精度	過去10年間の当該管内での施工実績 (注2)、(注9)	6	2		国・県等の実績(2) 市町村の実績(1)、 その他工事の実績(0) (注14)	
	地域 貢献度	地震、風水害、その他の災害応急対策 に関する業務基本協定 (注10)(注11)、(注12)		3			当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結 あり(3)、千葉県と締結あり(2)、なし(0)
		過去2年間の公共工事での地産品使用 状況 (注13)		1			あり(1)、なし(0)
合計			38(施工計画の細目が1項目の場合) 50(施工計画の細目が2項目の場合)				

- 注1 選択区分 :すべての工事で選択 :工事内容等により選択
- 注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注3 過去2か年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とする。
- 注4 期間は、入札公告の日から遡って2年間とする。文書注意は文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。
- 注5 新技術等がある場合に選択する。
- 注6 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。
求めない場合で、重要な品質管理、環境管理がある場合等に選択する。
- 注7 手持ち工事量比率 = 当該年度受注額 ÷ 過去2か年度間の平均受注額。
- 注8 入札参加資格要件で、1級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。
- 注9 「当該管内」とは、県土整備部では、地域整備センター、整備事務所を単位とする。県外業者を対象とする場合は、「当該管内」を「県内」とする。
また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。
- 注10 入札公告の時点において、地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位とする業務細目協定の締結を対象とする。
- 注11 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定の締結に関係しない業種および部局については、選択しないことができる。
- 注12 県外業者のみを対象とする資格要件の場合は、選択しない。
- 注13 県産品（間伐材、普通エコセメントコンクリート二次製品、溶融スラグ入りAS合材）の使用実績が見込めない業種（橋梁の上部工の製作・架設などの工事）では選択しないことができる。前年度及び当該年度の入札公告日までの使用実績を評価する。
- 注14 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）。県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市をいう。公共工事とはこれらの機関及び市町村の発注工事とする。
- 注15 業種により「1級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。
- 注16 1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。

細目の追加に関する注意事項

- ・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。

7 技術評価

A) 技術審査会に提出する資料

1) 落札者決定基準審査時

「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第1号様式)

「評価項目選択一覧表(案)」 (第2号様式)

2) 技術評価点審査時

「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第3号様式)

「評価調書(案)」 (第4号様式)

B) 技術審査会資料の提出先

各部局において決定の事。

C) 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認して採点する。

確認方法

技術資料に添付された資料に基づき確認する。

建設・不動産業課業務進行管理システムなどを活用して確認する。

D) 技術資料提出後の修正を認めるか

軽易なもので、その場で審査可能な内容についてのみ、提出期日以前なら認めるものとする。

E) 技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について(報告)」 (第5号様式)

F) 技術資料が提出されない場合

応札の意志がないものとして応札資格を失う。

8 技術審査

1) 技術審査会による審査

技術資料の審査・評価案作成にあたっては各発注機関で決定する。

各発注機関で審査・評価した原案を技術審査会で審査する。

(注意) 評価案作成及び技術審査会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、施工計画書の会社名・作成者名及び、評価調書(第4号様式)の会社名等が特定できない匿名(A社、B社・・・)で行う。また、秘密保持のため配布資料については回収する。

2) 不適正な事項に対する措置

ア) 技術提案の評価項目において、白紙(未記入)のときは、失格とする。

イ) 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

ウ) 提出された資料の不誠実が明確であるときは、失格とする。

例: 技術資料の丸写しがあったときは、当該評価項目について関係した全ての業者の資料を不誠実なものとして取り扱うこととします。

9 学識経験者の意見聴取（中立かつ公正な評価の確保）

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

1) 落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、工事の概要、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

このとき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取事務は、事務局である技術管理課が実施する。発注機関は、技術管理課に書類を提出する。

意見聴取は発注機関と事務局で実施する。なお、秘密保持のため、配布資料は回収する。

提出書類

- ア) 千葉県建設工事総合評価の審議について（依頼）（第6号様式）
- イ) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取（様式第11号の1）

2) 技術資料の審査結果意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

提出書類

- ア) 千葉県建設工事総合評価の審議について（依頼）（第7号様式）
- イ) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取（様式第11号の2）

10 評価方法

1) 評価値算定方式

除算方式で実施とする。

2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の競争参加者に、加算点の満点を与え、他の競争参加者は按分して、加算点を与える。このとき加算点は小数点以下3位まで算出(第4位以下切捨)。

加算点の満点は簡易型30点、特別簡易型20点とする。

3) 技術評価点等の考え方

技術評価点 = 標準点 + 加算点

技術評価点は、標準点に加算点(小数点以下3位まで)を加えたもの。

標準点は、100点とする。

4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

5) 評価値の計算

技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。

このとき、評価値は整数部1桁、小数点以下第4位まで算出(第5位以下切捨)とする。

算出フロー

評価項目毎の配点を合計する。

加算点算出：評価項目配点合計の最高者に加算点の満点を与える

：他応募者は評価項目配点合計に応じて加算点を按分

技術評価点算出：100点 + 加算点(で求めた点)

評価値算出：技術評価点 ÷ 入札価格

評価値の最高者が落札者

(「総合評価方式(除算方式)による落札者の決定」を参照)

総合評価方式(除算方式)による落札者の決定

(試算条件：予定価格 2.2億円)

評価項目			配点		A社	B社	C社
入札価格(千円)					190,000	200,000	210,000
企業の技術力	施工計画	施工上配慮すべき事項	12点	12	0	7	12
		企業の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	15点	2	2	2
	過去2年間の千葉県所掌工事における 工事成績評定の平均点		6~ -4		2	4	6
	過去5年間の千葉県優良工事表彰		3		0	0	3
	千葉県所掌工事における、 過去2年間の事故及び不誠実な行為		0~ -4		0	0	0
	当該工事の関連分野での技術開発の実績		1		0	0	1
	ISO認証取得		1		0	1	1
	千葉県所掌工事における、 手持ち工事量の状況		2		2	2	2
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者資格	5点	2	-	-	-
		過去10年間の同種工事の施工経験		2	1	2	2
継続教育(CPD)の取組状況		1		0	1	1	
社会性・ 信託性・ 企業の 地域貢献度	地域精通度	6点	2	1	2	2	
	地域貢献度		過去10年間の当該管内での施工実績 地震、風水害、その他災害応急対策に関する 千葉県との業務協定	3	2	3	2
			過去2年間の公共工事での 千葉県地産品使用状況	1	0	1	1
評価点の合計			38点		10点	25点	35点

加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。

A, B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。

$$A社: 30 \times 10 / 35 = 8.571 \text{点}$$

$$B社: 30 \times 25 / 35 = 21.428 \text{点}$$

加算点の満点

評価点の合計

評価点の合計の最高点

技術評価点の算出

$$\text{技術評価点} = (100 \text{点} + \text{加算点})$$

標準点

$$A社: 108.571 \text{点} = (100 + 8.571)$$

$$B社: 121.428 \text{点} = (100 + 21.428)$$

$$C社: 130.000 \text{点} = (100 + 30.000)$$

加算点

評価値の算出

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})$$

$$A社: (108.571 / 190,000) \times 10,000 = 5.7142$$

$$B社: (121.428 / 200,000) \times 10,000 = 6.0714$$

$$C社: (130.000 / 210,000) \times 10,000 = 6.1904$$

技術評価点

入札価格

技術評価点算出統括表

	A社	B社	C社
評価点の合計	10	25	35
加算点	8.571	21.428	30.000
技術評価点	108.571	121.428	130.000
入札価格(千円)	190,000	200,000	210,000
評価値	5.7142	6.0714	6.1904
落札者決定(最高評価値取得者)	3位	2位	1位 =落札

1 1 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。

1 2 その他

1) 評価内容の担保

ア 技術提案内容等の不履行の場合における措置

監督員は施工計画に記載された内容について、建設工事監督技術基準（平成20年3月28日付け技第5169号により改訂）第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績表を減ずる。この場合の減点は、審査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずる。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。（「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」第2の3の(2)）

3) 情報公開

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

イ 落札者決定後

1 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- (ア) 落札業者名
- (イ) 各業者の技術評価点及び項目毎の得点
- (ウ) 各業者の入札価格
- (エ) 各業者の評価値

- 2 技術評価点の項目毎の得点については、評価調書（公表用）を作成し、落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかに各所属のホームページに掲載することとする。

4) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続き」に従うものとする。

5) 市町村への支援

千葉県では、品確法15条の「発注者を支援するため、市町村からの要請がある場合に、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者」として、財団法人千葉県建設技術センターを位置付けしている。

また、市町村等総合評価支援要綱（平成20年1月17日付け、技第5060号）を定め、市町村等は県の設置した技術審査会や県の委嘱した学識経験者への意見聴取の場を活用することができることとしている。

県は、総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる改善を図っていくこととしている。

ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、随時変更する。

6) 特別簡易型、簡易型における評価項目および評価基準について、詳細を次に示す。

特別簡易型

1 施工計画

評価項目	評価基準
(ア) 現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえ配慮すべき事項	総合的な観点から評価 ・現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる ・現地条件を踏まえ適切である ・不適切である

2 企業の施工能力

評価項目	評価基準
(ア) 過去10年間の同種工事の施工実績	公共工事の実績
* 1) 同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。	その他の実績
* 2) 公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、市町村の発注する工事をいう。	
(イ) 千葉県所掌工事における過去2カ年度間の「業種：」における工事成績の平均点(少数以下第2位以下切捨て)	80点以上
	80点未満75点以上
	75点未満70点以上
	70点未満65点以上
	65点未満
	成績なし
* 1) 過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均値(少数以下第2位以下切捨て)により評価する。	
* 2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。	
* 3) 過去2カ年度とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の2カ年度とする。	
(ウ) 過去2年度間の「業種：」における優良工事表彰	県表彰あり
* 1) 過去2カ年度における知事表彰の受賞の有無により評価する。	なし
* 2) 評価の対象は、入札公告の日の属する年度を除く直近の過去2カ年度とする。	
* 3) 県外業者のみを対象とする工事の場合は選択しない。	

<p>(エ) 千葉県所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為</p> <p>*1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。</p> <p>*2) 期間は、入札公告の日から遡って2年間とする。 なお、文書注意は文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。</p>	指名停止
	文書注意
	なし
<p>(オ) ISO認証取得</p> <p>*1) ISO9001およびISO14001を対象とする。</p> <p>*2) 登録証の写しを提出する。</p>	あり
	なし
<p>(カ) 千葉県所掌工事「業種： 」における手持ち工事量の状況</p> <p>*1) 手持ち工事量比率 = 当該年度受注額 ÷ 過去2カ年度間の平均受注額</p> <p>*2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。</p>	1.0未満
	1.0以上

3 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準
<p>(ア) 主任(監理)技術者資格</p> <p>*1) 適用業種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。</p>	一級土木施工管理技士または技術士
	上記以外の土木施工に係る資格
<p>(イ) 過去10年間の同種工事の施工経験</p> <p>*1) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。</p>	国・県等の実績
	市町村の実績
	その他工事の実績
<p>(ウ) 継続教育(CPD)の取組状況</p> <p>*1) 当面の間、1級土木施工管理技士及び2級土木施工管理技士、技術士等に係る資格を対象とし、社団法人全国土木施工管理技士会連合会及び社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p>	あり
	なし

4 地域精通度

評価項目	評価基準
(ア) 過去10年間の当該管内での公共工事の施工実績 *1) 当該管内とは、県土整備部では、地域整備センター、地域整備事務所を単位とする。また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。 *2) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)。県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。	国・県等の実績
	市町村の実績
	その他工事の実績

5 地域貢献度

評価項目	評価基準
(ア) 地震、風水害、その他災害応急対策に関する業務細目協定 *1) 入札公告の時点において、地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定に基づく業務細目協定の締結を対象とする。	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり
	県との基本協定の締結あり
	なし
(イ) 過去2年間の公共工事での地産品使用状況 *1) 間伐材、普通エコセメントコンクリート二次製品、溶融スラグ入りアスファルト合材を対象とする。 *2) 香取地域整備センター、海匠地域整備センター、成田整備事務所、銚子整備事務所管内での発注工事では、溶融スラグ入りアスファルト合材は適用しない。 *3) 県外業者を対象とする場合は、上記管内でも適用することができる。 *4) 前年度及び当該年度の入札公告の日までの使用状況を評価する。	あり
	なし
(ウ) 営業拠点の所在地の有無 *1) 当該管内で業務細目協定を締結している支店は本店扱いとする。	当該管内に本店あり
	なし
(エ) 地域特有貢献 *1) 地域美化活動等のボランティア実績、障害者雇用促進、高齢者雇用促進、女性雇用促進を対象とする。 *2) 地域美化活動等のボランティア実績は、前年度及び当該年度の入札公告の日までの実績を評価する。	3～4項目該当
	1～2項目該当
	該当なし

簡易型

1 施工計画

評価項目	評価基準
工程管理に係わる技術的所見 材料の品質管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項 安全管理に留意すべき事項 *) 工事内容により1項目、2項目を指定する。10点/1項目。これによらない時は、技術審査会で審査する。 *) 不適切であるものは欠格とする。	・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である 総合的な観点評価 ・優れる ・可

2 企業の施工能力

評価項目	評価基準
(ア) 過去10年間の同種工事の施工実績 * 1) 同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。 * 2) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)。県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市。	国・県等の実績
	市町村の実績
	その他工事の実績
(イ) 千葉県所掌工事における過去2カ年度間の「業種：」における工事成績の平均点(少数以下第2位以下切捨て) * 1) 過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均値(少数以下第2位以下切捨て)により評価する。 * 2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。 * 3) 過去2カ年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の2カ年度とする。	80点以上
	80点未満75点以上
	75点未満70点以上
	70点未満65点以上
	65点未満
成績なし	
(ウ) 過去2カ年度間の「業種：」における優良工事表彰 * 1) 過去2カ年度における知事表彰の受賞の有無により評価する。	県表彰あり

<p>* 2) 過去2カ年度とは、入札公告の日の属する年度を除く直近の過去2カ年度とする。</p> <p>* 3) 県外業者を対象とする場合は選択しない。</p>	なし
<p>(工) 千葉県所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為</p> <p>* 1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。</p> <p>* 2) 過去2年間とは、入札公告の日から遡って2年間とする。文書注意は文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。</p>	<p>指名停止</p> <p>文書注意</p> <p>なし</p>
<p>(オ) 当該工事の関連分野での技術開発の実績</p> <p>* 1) 特許権、実用新案特許の取得、NETISへの登録を対象とする。</p> <p>* 2) 実績は、過去10年間とする。</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>
<p>(カ) ISO認証取得</p> <p>* 1) ISO 9001およびISO 14001を対象とする。</p> <p>* 2) 登録証の写しを提出する。</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>
<p>(キ) 千葉県所掌工事「業種： 」における手持ち工事量の状況</p> <p>* 1) 手持ち工事量比率 = 当該年度受注額 ÷ 過去2カ年度間の平均受注額</p> <p>* 2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局とする。</p>	<p>0.5未満</p> <p>0.5～1.0未満</p> <p>1.0以上</p>

3 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準
<p>(ア) 主任(監理)技術者資格</p> <p>* 1) 適用業種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。</p>	<p>一級土木施工管理技士または技術士</p> <p>上記以外の土木施工に係る資格</p>
<p>(イ) 過去10年間の同種工事の施工経験</p> <p>* 1) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。</p>	<p>国・県等の実績</p> <p>市町村の実績</p> <p>その他工事の実績</p>
<p>(ウ) 継続教育(CPD)の取り組み状況</p> <p>* 1) 当面の間、1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、及び技術士等に係る資格とする。</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>

4 地域精通度

評価項目	評価基準
(ア) 過去10年間の当該管内での公共工事の施工実績 *1) 当該管内とは、県土整備部では、地域整備センター、整備事務所を単位とする。県外業者のみを対象とする場合は、「当該管内」を「県内」とする。また、県土整備部以外では、当該管内を別途定めることができるものとする。 *2) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)。県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。	国・県等の実績
	市町村の実績
	その他工事の実績

5 地域貢献度

評価項目	評価基準
(ア) 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定 *1) 入札公告の時点において、地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定に基づく業務細目協定の締結を対象とする。	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり
	県との基本協定の締結あり
	なし
(イ) 過去2年間の公共工事での地産品使用状況 *1) 間伐材、普通エコセメントコンクリート二次製品、溶融スラグ入りアスファルト合材を対象とする。 *2) 香取地域整備センター、海匝地域整備センター、成田整備事務所、銚子整備事務所管内での発注工事では、溶融スラグ入りアスファルト合材は適用しない。 *3) 県外業者を対象とする場合は、上記管内でも適用することができる。 *4) 前年度及び当該年度の入札公告の日までの使用状況を評価する。	あり
	なし

1 3 参考資料

- 1 . 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」
- 2 . 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」骨子
- 3 . 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の改正について
- 4 . 学識経験者の意見聴取に関する自治法条文

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第二条 第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案(競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。)及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共工事の品質確保促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者(以下「発注者」という。)は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあっては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用しよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正

に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を

総合的に推進するための基本的な方針」骨子

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事実績や工事成績評価結果等を活用。
- ・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

施工計画：工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など

発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

施工上の提案：安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等

工事目的物の性能：強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

施工計画：施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等

品質管理：品質確認頻度、方法等

競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験等

これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。
透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。
中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。

地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。

監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。

これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める(整備が困難な場合、国及び都道府県が支援)。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。

競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。

国及び都道府県の支援策

・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。

・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。
政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。
各発注者間の協力体制の強化。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
(適正化指針)」の改正について

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法の概要

(目的)

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

(入札契約適正化の基本原則の明示)

- ・透明性の確保
- ・公正な競争の促進
- ・適正な施工の確保
- ・不正行為の排除の徹底

(適正化指針の作成)

「適正化指針(各発注者が取り組むべきガイドライン)」の閣議決定
(平成13年3月)



毎年度措置状況を調査し、
措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き(主なもの)

- 平成15年1月 官製談合防止法の施行
- 平成17年4月 公共工物品質確保法の施行
- 平成17年7月
国土交通省入札談合再発防止対策の策定
- 平成17年11月
中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
- 平成18年2月
公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
- 平成18年3月
中央建設業審議会WG中間取りまとめ



適正化指針制定後、既に5年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正が必要

主な改正内容(平成18年5月23日閣議決定)

公正な競争の促進

- 一般競争入札の拡大等
- ・一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ポンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大

総合評価の拡充等

- ・公共工物品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
- ・総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映
- ・施工能力を簡易に評価する方式の活用
- 競争参加資格の決定に際しての工事実績、工事成績、工事経歴書等企業情報の活用
- 単体と経常JVの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
- 指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保

予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないように取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除

工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等、入札監視の強化
不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進
指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定
官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保

発注機関での工事成績評価の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等、ダンピング対策の強化

その他

発注者支援データベースの活用
工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用
国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進

学識経験者の意見聴取に関する自治法条文

学識経験者の意見聴取が必要な旨を規定している地方自治法の条文を示します。

【地方自治法施行令 第167条の10の2】

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則 第12条の4】

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。